

# 野焼き行為の禁止について

田畑や道路脇、廃ドラム缶や簡易な焼却炉などでごみを燃やす「野焼き行為」は、悪臭やダイオキシンなど有害ガス発生の原因となるため、法律で禁止されています。



違反した場合には、**5年以下の懲役**若しくは**1,000万円以下の罰金**に処せられることもあります。



また、「野焼き行為」が原因で、火災の恐れもありますので、生活環境の保全のため、次のとおりご協力願います。

1 田畑や道路脇、簡易な焼却炉等でのごみを燃やす「野焼き行為」はしてはいけません。



2 家庭のごみは、決められた日時・場所に分別して出しましょう。

## 野外焼却（野焼き）について

野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）により、禁止されており、違反すると罰則として、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はその併科が科せられます。

ただし、例外として公益上もしくは社会習慣上やむを得ないものや、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却で周辺地域への生活環境に与える影響が軽微な下記の焼却については対象外となっております。

### ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第4号

項 目	焼 却 例
①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	堤防の除草等
②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時の木くず、街路樹の 剪定枝等
③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	左義長等
④農林、林業又は漁業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	稲わら、果樹等の剪定枝、 海藻等
⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤー等

しかし、軽微な焼却であっても周辺地域の住民等に迷惑をかけたときには、処罰の対象となる場合がありますので、以下の点に注意し十分な配慮が必要です。

- 1 事前に、消防署や市役所、周辺住民に周知する。
- 2 小分けして、風のない日に燃やす。
- 3 道路や住宅地から離れた場所で燃やす。
- 4 万が一に備えて、必ず消火の用意をする。
- 5 焼却中は、決してその場を離れないようにする。
- 6 夜間には行わず、日中に焼却を終えるようにする。